

公 示 送 達 書

令和 8 年 6 月 22 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税制収納課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 17 日

廿日市市長 松本 太郎



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住所(所在地) ※表示していません。	氏名(名称)
1	地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）		兒玉 寛
2	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分）		木本 信之
3	地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）		矢島 匠磨
4	地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）		有限会社 濱田土建
5	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分）		アイディーカンパニー株式会社
6	地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）		有限会社 トリトン
7	地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）		石川 知輝
8	地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）		石川 幸彦
9	地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）「広島581そ470」		平野 佑樹
10	地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）「広島581そ470」		平野 佑樹

＜備 考＞ 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（帳票整理番号：0000000000000098146）

公 示 送 達 書

令和 8 年 6 月 22 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税制収納課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 17 日

廿日市市長 松本 太郎



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住所(所在地) ※表示していません。	氏名(名称)
1	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分）		合同会社 MASUI
2	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分）		鶴川 敦士（鶴川 静江様分）
3	以下余白		
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

＜備 考＞ 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（帳票整理番号：00000000000000098147）